

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学会計規則（平成16年規則第7号。以下「規則」という。）に基づき、宿舎の円滑な運営を図るため、その管理について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 宿舎 国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）が所有している又は民間等から借り受けた宿舎（自動車保管場所を含む。）をいう。
- (2) 役員 国立大学法人大分大学法人規則（平成18年規則第4号）第4条第1項に規定する役員（非常勤を除く。）をいう。
- (3) 職員 国立大学法人大分大学職員就業規則（平成16年規則第5号）第2条第1項に規定する職員をいう。
- (4) 教授 国立大学法人大分大学職員任免規程（平成16年規程第15号。以下「職員任免規程」という。）第3条別表に規定する教授をいう。
- (5) 課長等 職員任免規程第3条別表に規定する事務局長、部長、次長、課長、室長（課長相当）、事務長、ディレクター、プランナー、看護部長及び大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第13条第2項に規定する医療技術部長をいう。

(宿舎管理事務の委任)

第3条 宿舎の設置及び管理並びに処分は、学長が行う。

- 2 学長は、宿舎の管理に関する事務を規則第5条第1項に規定する資産管理役に行わせるものとする。
- 3 資産管理役は、必要と認めるときには、職員又は職員以外の者に委託して宿舎の管理に関する事務の一部を行わせることができる。

第2章 宿舎の貸与

(宿舎貸与の対象者)

第4条 宿舎は、役員及び職員並びに学長が特に必要と認める者に対し貸与する。

(宿舎を貸与する者の選定)

第5条 宿舎を貸与する者の選定に当たっては、法人の事務又は事業の円滑な運営の必要に基づき公平に行わなければならない。

- 2 前項の選定は、当該職員の職務の性質、住宅の困窮度その他の事情を考慮の上、原則として、次の順序で行うものとする。
 - (1) 国立大学法人大分大学役員給与規程（平成16年規程第38号）第4条第1項に定める本給表及び国立大学法人大分大学職員給与規程（平成16年規程第18号。以下「職員給与規程」という。）第5条第2項に定める本給表の本給月額（職員給与規程第3条第2項に定める年俸制を適用する職員については、国立大学法人大分大学の年俸制に関する規程（平成22年規程第12号）第3条第2項に定める本給表の年俸額の1/2分の1に相当する額）の低い者
 - (2) 同居者の多い者

(宿舎の貸与期限)

第5条の2 宿舎を貸与する期間は、役員、教授及び課長等については、宿舎の貸与を承認された入居日から起算して5年を限度とする。

- 2 被貸与者が、役員に任命された場合又は教授及び課長等に昇任した場合において、宿舎を貸

与する期間は、当該役員、教授及び課長等の在任期間を通算して5年を限度とする。

- 3 前二項にかかわらず、被貸与者の子弟の就学又は同居者の介護のため、学長がやむを得ないと認めた場合は、当該貸与期間によらないことができる。

(宿舍使用料)

第6条 宿舍使用料(自動車保管場所使用料を含む。)は、月額によるものとし、その標準的な建設費用の償却額、修繕費、地代及び火災保険料に相当する金額を基礎とし、かつ、居住の条件その他の事情を考慮して別に定める算定方法により、各宿舍につき決定する。ただし、他機関から借り受けた宿舍については、他機関において算定した使用料と同額とする。

- 2 新たに宿舍の貸与を受け、又はこれを明け渡した場合におけるその月分の使用料は、日割りにより計算した額とする。
- 3 宿舍使用料は、原則として被貸与者の給与から毎月徴収する。給与から徴収できない場合、被貸与者は、該当月の使用料を毎月指定する期日までに法人の指定する口座に払い込まなければならない。
- 4 被貸与者が第16条第1項第1号、第2号又は第3号に該当することとなったときは、その者又は同居者は、その該当することとなった日から明渡期日までの期間の宿舍使用料を指定する期日までに法人の指定する口座に払い込まなければならない。
- 5 宿舍使用料支払い債務を被貸与者が履行できない場合は、同居者全員が連帯してその責に任ずる。
- 6 学長は、物価の変動その他の理由により必要がある場合は、宿舍使用料を変更することができる。

(無料宿舍)

第7条 看護師宿舍は、看護師に無料で貸与することができる。

- 2 無料宿舍は、職務に対する給与の一部として貸与されるものとする。

(無料宿舍を貸与する者の選定)

第8条 無料宿舍の被貸与者の選定に当たっては、職務の性質上最も必要と認められる者を優先する。

(貸与申請及び承認)

第9条 宿舍の貸与を受けようとする者は、その旨を記した申請書を学長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 学長は、宿舍の貸与を承認したときは、承認書を交付する。

(入居期限)

第10条 前条の承認を受けた者は、同条の承認書に記載された入居日から10日以内に当該宿舍に入居しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、入居期限延期の申請書を学長に提出し、承認を得てその入居期限を延期することができる。

- 2 学長は、前項の申請を受けた場合、その理由がやむを得ない場合に限り承認書を交付する。
- 3 学長は、前条の承認を受けた者が、第1項の入居期限までに当該宿舍に入居しないときは、その承認を取り消すことができる。

(同居の申請及び承認)

第11条 被貸与者は、その貸与を受けた宿舍に、主としてその収入により生計を維持する者以外の者を臨時に同居させようとするときは、あらかじめ、同居させようとする者の氏名、年齢及び職業、同居させようとする理由その他参考となるべき事項を記載した申請書を学長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 学長は、前項の申請を受けた場合、宿舍運用上支障がない場合に限り承認書を交付する。

第3章 宿舍の管理

(宿舍使用上の義務)

- 第12条 被貸与者は、善良な管理者の注意をもってその貸与を受けた宿舎を使用しなければならない。
- 2 被貸与者は、その貸与を受けた宿舎の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは居住の用以外の用に供し、又は当該宿舎につき学長の承認を受けずに改造、模様替その他の工事を行ってはならない。
- 3 被貸与者は、その責に帰すべき事由によりその貸与を受けた宿舎を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なく、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失、損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基づくものである場合には、この限りでない。
- 4 原状回復又は損害賠償等の債務を被貸与者が履行できない場合は、同居者全員が連帯してその責に任ずる。

(模様替等の工事の申請及び承認)

- 第13条 被貸与者は、その貸与を受けた宿舎について自己の負担において模様替その他の工事を行おうとするときは、あらかじめ、申請書を学長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 学長は、前項の申請を受けた場合、当該工事の目的が当該宿舎の維持及び管理に支障を及ぼさない場合に限り、当該宿舎を明け渡す際、原状に回復し、又は当該工事の目的物を法人に寄附し、若しくは当該工事に係る法人に対する請求権を放棄することを条件として、承認書を交付する。

(被貸与者の義務違反に対する措置)

- 第14条 学長は、被貸与者が宿舎使用上の義務を守らないため、当該宿舎の維持及び管理に重大な支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、期限を付して速やかにその履行を請求する。

(宿舎の修繕費等)

- 第15条 天災、時の経過その他被貸与者の責に帰することのできない事由により宿舎が損傷し、又は汚損した場合には、その修繕に要する費用は、法人（借受宿舎の場合は宿舎を所有する機関）が負担する。

第4章 宿舎の明渡し

(宿舎の明渡し)

- 第16条 被貸与者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、その者（その者が第2号に該当することとなった場合には、その該当することとなった時においてその者と同居していた者）は、その該当することとなった日から20日以内に当該宿舎を明け渡さなければならない。ただし、相当の事由がある場合には、学長の承認を受けて、その該当することとなった日から6か月（ただし、無料宿舎については2か月）の範囲内において、学長の指定する期間、引き続き当該宿舎を使用することができる。
- (1) 役員又は職員でなくなったとき。
 - (2) 死亡したとき。
 - (3) 人事異動等により当該宿舎に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき
 - (4) 当該宿舎について法人の事務又は事業の運営の必要に基づき先順位者が生じたためその明渡しを請求されたとき。
 - (5) 当該宿舎を廃止する必要が生じたため、法人から明渡しを請求されたとき。
- 2 被貸与者は、第14条の是正要求を受け、その期限までにその要求に従わなかったときは、直ちに当該宿舎を明け渡さなければならない。

(明渡し申請及び承認)

- 第17条 被貸与者は、前条第1項ただし書に該当する場合は、明渡事由に該当することとなった日から20日以内に明渡しを求める理由その他参考となるべき事項を掲載した申請書を学

長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 学長は、前項の申請を受けた場合、その理由が相当であると認めるときは、前条第1項ただし書に定める期間の範囲内で明け渡すべき日を指定して、承認書を交付する。

(明渡届の提出)

- 第18条 学長は、宿舎明渡しの場合は、被貸与者から明け渡す日の5日前までに明渡日を報告させ、明渡し後速やかに宿舎明渡届を提出させる。

(損害賠償金の請求)

- 第19条 第16条第1項に規定する宿舎明渡事由に該当する被貸与者が宿舎を明け渡さないときは、その者は、明渡期日の翌日から明け渡した日までの期間に応ずる損害賠償金を別に定める基準に従い支払わなければならない。
- 2 損害賠償金支払い債務を被貸与者が履行できない場合は、同居者全員が連帯してその責に任ずる。

(明渡検査)

- 第20条 被貸与者は、宿舎を明け渡そうとするときは、明渡検査を受けなければならない。
- 2 学長は、前項の検査を、職員又は管理人に行わせることができる。
- 3 第1項の検査において、被貸与者の負担において修理等を行う必要があると認められたものについては、被貸与者は修理等を行わなければならない。

第5章 管理人

(管理人)

- 第21条 学長は、宿舎の維持及び管理を行うため必要があると認めるときは、被貸与者のうちから管理人を選任することができる。
- 2 学長は、前項による管理人を置くことが困難な場合は、被貸与者以外の者を、管理人業務に専従する管理人に選任し、宿舎の維持及び管理に関する業務を行わせることができる。

第6章 雑則

(宿舎現況の記録)

- 第22条 常時宿舎の状況を明らかにしておくために、宿舎(自動車保管場所を含む。)の現況に関する記録を備えるものとする。

(実施細則)

- 第23条 この規程を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成16年規程第60号)

(施行日)

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(権利義務の承継)

- 2 法人化前に承認を受けている被貸与者については、法人化後も被貸与宿舎に関する権利義務を承継する。

(宿舎の無償使用)

- 3 法人は、法人成立の際、法人に出資を受けた宿舎のうち現に国及び国家公務員宿舎法の適用を受ける独立行政法人(以下「国等」という。)の職員の住居の用に供されている部分については、国に無償で使用させることができる。
- 4 法人は、法人成立の際、法人に出資を受けた宿舎のうち現に法人以外の国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構及び独立行政法人海洋研究開発機構(以下「国立大学等」という。)の職員の住居の用に供されている部分については、国立大学等に無償で使用させることができる。
- 5 法人は、法人成立の際、法人に出資を受けた宿舎のうち現に法人職員の住居の用に供されて

いる部分については、法人成立以降に当該職員が国等又は国立大学等に勤務することとなった場合においても、国又は国立大学法人等に無償で使用させることができる。

(宿舍使用料にかかる経過措置)

- 6 第6条第1項の規定にかかわらず、法人成立の際、法人に出資を受けた宿舍の使用料については、当分の間、国家公務員宿舍の取扱いに準じた方法により算定する。

附 則 (平成18年規程第45号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年規程第2号)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日に入居している者については、改正後の国立大学法人大分大学宿舍管理規程第5条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。